号外第六十八号
---------

十一月十五日

土

曜 日

平成十五年

## 次

示

目

市町村の廃置分合に伴う町の人口の告示 ......

字の区域設定......

## 公安委員会

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則.......

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 ......

### 告 示

# 山梨県告示第五百四十八号

をもって富士河口湖町を置いたことに伴い、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十 六号) 第百七十六条第一項第一号の規定に基づき、同郡の区域の人口を次のとおり告示 平成十五年十一月十五日に南都留郡河口湖町、勝山村及び足和田村を廃し、その区域

平成十五年十一月十五日

山梨県知事 Щ

栄

彦

二二、五九五人

# 山梨県告示第五百四十九号

河口湖町長職務執行者から次のとおり新たに字を画する旨の届出があった。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、 富士

平成十五年十一月十五日

山梨県知事

Щ 栄

彦

勝山 大 字 里宮 シツコゴ、 下村、 小 中 上村 字 臂曲り、

> 久保、貒穴下尾根、貒穴上尾根、下桃木平、上桃木 端、下小浅間、上小浅間、飲子、東上貒穴、東中貒 西躑躅、下伝水、西貒穴下尾根、西貒穴上尾根、上 保、日影林、北羽根子、南羽根子、下赤坂、上赤坂 宮ノ脇、大瀬戸、小海、下寄ヶ崎、西ノ久保、入海 平、東下大砂、西下大砂、西上大砂、富士山二合目 穴、東下貒穴、西下貒穴、西中貒穴、西上貒穴、鬼 伝水、西上躑躅、東上躑躅、中白木、上白木、海道 下柈木原、上柈木原、下桜休場、下馬場原、前後久 海道下、栗原、上堂ヶ塚、中曽、稗久保、寄ヶ崎、 東蛇石、下長塚、上長塚、下白木、下東躑躅、下 上桜休場、豆塚、地白、上馬場原、大塚、西蛇石 宮ノ本、吉田道、犬久保、東曲り松、西曲り松、 川渡、下尾島、林ノ平、銭神、下堂ヶ塚、 石休場、上ノ段、 室道、 長久保、大瀬戸、

## 公安委員会

## 山梨県公安委員会規則第十号

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成十五年十一月十五日

山梨県公安委員会

旲 信

山梨県富士五湖水上安全条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 山梨県富士五湖水上安全条例施行規則 (昭和四十八年山梨県公安委員会規則第四号)

別表第一中「南都留郡河口湖町」を「南都留郡富士河口湖町」に改める。

石原」を「同町大字大石」に改め、同表山中湖の項中「同五〇六番地の一四二地」を 富士河口湖町」に、「同京塚」を「同大字字京塚」に、「同勝山村」を「同町勝山」に、 同字五〇六番地の一四二地」に、「同不動坂」を「同大字字不動坂」に、「同中ノ儘. 同長崎」を「同大字字長崎」に、「同字足和田」を「同大字字足和田」に、「同大字大 別表第二河口湖の項中「南都留郡河口湖町」及び「南都留郡足和田村」を「南都留郡

外 第六十八号 平成十五年十一月十五日

本

Щ

梨県

公

報

号

を「同大字字中ノ儘」に、「同平野」を「同村大字平野」に改める。

### 阿則

この規則は、平成十五年十一月十五日から施行する。

# 山梨県公安委員会規則第十一号

平成十五年十一月十五日山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県公安委員会

委員長 吉 旲 信

県警察の組織等に関する規則(沼印四十二手山巣県公安委員会規則第一号・山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一

「南都留郡河口湖町」を「南都留郡富士河口湖町」に改める。「南都留郡勝山村」及び「南都留郡足和田村」を削り、同部河口警察官駐在所の項中湖町」に改め、「小立」の下に「、勝山、長浜、西湖、西湖南、西湖西、大嵐」を加え、河口湖町」に改め、同部河口湖交番の項中「南都留郡河口湖町」を「南都留郡富士河口別表第三富士吉田警察署の部署所在地の項中「南都留郡河口湖町」を「南都留郡富士

### 附則

この規則は、平成十五年十一月十五日から施行する。

発行者